

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第5号)

平成19年12月11日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	近 藤 郁 子	議員
3番	中 村 定 志	議員	4番	杉 浦 光 男	議員
5番	榊 原 杏 子	議員	6番	山 盛 左 千 江	議員
7番	三 浦 桂 司	議員	8番	平 野 龍 司	議員
9番	山 田 英 明	議員	10番	村 山 金 敏	議員
11番	石 橋 敏 明	議員	12番	伊 藤 清	議員
13番	前 山 美 恵 子	議員	14番	一 色 美 智 子	議員
15番	松 山 廣 見	議員	16番	平 野 敬 祐	議員
17番	安 井 明	議員	18番	堀 田 勝 司	議員
19番	矢 野 清 實	議員	20番	坂 下 勝 保	議員
21番	月 岡 修 一	議員	22番	石 川 清 康	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	川 村 敏 治 君	次長兼議事課長	神 谷 清 貴 君
庶務担当係長	深 谷 義 己 君	議事担当係長	成 田 宏 君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	青 木 三 芳 君	会 計 管 理 者	野 村 義 二 君
企 画 部 長	宮 田 恒 治 君	総 務 部 長	山 本 末 富 君
市 民 部 長	後 藤 学 君	健 康 福 祉 部 長	寺 嶌 正 男 君
経 済 建 設 部 長	山 崎 力 君	消 防 長	近 藤 和 則 君
教 育 部 長	野 田 誠 君	総 務 部 次 長	平 野 隆 君
		兼 総 務 課 長	
市 民 部 次 長	柴 田 二 三 夫 君	健 康 福 祉 部 次 長	濱 嶌 義 和 君
兼 環 境 課 長		兼 高 齢 者 福 祉 課 長	

経済建設部次長 高橋芳行君 企画政策課長 横山孝三君
兼下水道課長
財政課長 加藤隆之君 監査委員事務局長 近藤伸之君

5. 議事日程

(1) 諸報告

(2) 議案質疑・委員会付託

議案第 51 号 土地改良事業に伴う字の区域の変更について

議案第 52 号 市道の路線廃止について

議案第 53 号 市道の路線認定について

議案第 54 号 豊明市長期契約を締結することができる契約を定める条例の制定
について

議案第 55 号 豊明市後期高齢者医療に関する条例の制定について

議案第 56 号 豊明市事務分掌条例の一部改正について

議案第 57 号 豊明市乳幼児医療費支給条例の一部改正について

議案第 58 号 豊明市母子家庭等医療費助成条例の一部改正について

議案第 59 号 豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正につ
いて

議案第 60 号 豊明市火災予防条例の一部改正について

議案第 61 号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の
減少及び規約の変更について

議案第 62 号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の
減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第 63 号 平成 19 年度豊明市一般会計補正予算(第3号)について

議案第 64 号 平成 19 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につ
いて

議案第 65 号 平成 19 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第1号)につ
いて

議案第 66 号 平成 19 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第2号)について

(3) 報告第 10 号 専決処分事項の報告について(損害賠償の額の専決処分)

(4) 議案上程・提案説明・質疑・委員会付託

議案第 67 号 豊明市職員の給与に関する条例の一部改正について

6. 本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は22名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

平野敬祐議会運営委員長。

No.3 ○議会運営委員長(平野敬祐議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審議結果についてご報告を申し上げます。

本日、午前9時30分より委員会を開催し、本日の議事について協議をいたしました。

その結果、お手元に配付されておりますとおり、当局から報告第10号及び議案第67号の提案がありましたので、本日の議事日程に組み入れることといたしました。

なお、本定例会の招集日以降に、お手元に配付されておりますとおり、陳情第8号の提出がありましたので、その取り扱いについて協議した結果、本日の諸報告の中で、総務文教常任委員会に付託することといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.4 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、諸報告に入ります。

本定例会招集日以降に陳情の提出がありましたので、議会運営委員会において取り扱いをご協議いただきました。

その結果、お手元に配付いたしました陳情付託表のとおり、陳情第8号は総務文教常任委員会に付託いたします。

以上で諸報告を終わります。

日程2、議案質疑・委員会付託に入ります。

議案第 51 号から議案第 66 号までの 16 議案を一括議題といたします。
初めに、議案第 51 号について質疑をお受けいたします。
質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.5 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 51 号の質疑を終わります。
続いて、議案第 52 号について質疑をお受けいたします。
質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.6 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 52 号の質疑を終わります。
続いて、議案第 53 号について質疑をお受けいたします。
質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.7 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 53 号の質疑を終わります。
続いて、議案第 54 号について質疑をお受けいたします。
質疑のある方は挙手を願います。
山盛左千江議員。

No.8 ○6番(山盛左千江議員)

それでは、豊明市の長期継続契約を締結することができる条例の制定について質問をいたします。

まず、この条例ですけれども、この制度で期待できる効果はどのようなものがあるのか、お示しいただきたいと思います。

それから、条文の2には2つ、(1)と(2)とありますが、まず(1)の「物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの」について、多分リースとかレンタルを想定していらっしゃるのだと思いますが、それらの件数、それから金額をお示しいただきたいと思います。

また、5年間1つのリース契約で契約した場合、総額は幾らになるのか。一番高いものだけで構いませんけれども、5年間で一番高い契約金額になるものは幾らになるのか、お願いいたします。

それから、(2)の方ですけれども、「経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、毎年度当初から提供を受ける必要があるもの」となっております。この毎年度当初から提供を受ける業務の件数、それから金額をお示しいただきたいと思います。

さらに、18年度の委託契約ですけれども、本来入札すべき事業でありながら随意契約した割合が約7割、14億あったと決算から調べました。対象となる事業で、入札、随契、どのくらいの割合になるのか、年度当初から提供を受ける業務、第2条の(2)に当たる事業の中で入札と随契の割合をお聞きいたします。

もう一ついいでしょうか。

年度の当初から提供を受ける業務というふうに限定をした理由は何でしょうか。4月1日からというふうに限定した理由は何なのか、お聞きいたします。

よろしいでしょうか。ちょっとたくさんあるのでごめんなさい。ゆっくりやります。

それから、役務の提供を受ける契約となっておりますが、この役務というものはどういうことなのか、説明をいただきたいと思います。

今回の条例改正のもととなりました自治法の234条の3項というのは、私法上の契約に適用されて公法上の契約は適用されないというような解釈があると、そういう見解がありましたので、この公法上の契約、それから役務という、その2つのキーワードからどのような業務になるのか、その点についてご説明をいただきたいと思います。

さらに、この長期継続契約というのは議会の議決を必要としません。公平それから公正を確保しなければならないという、そういう中から乱用すれば、将来における義務的経費に準じた経費の増大ということも大変心配されるわけです。

こういったことから、他市では長期継続契約における事業の内容それから契約期間などを、条例の中でかなり限定して制定している市町が結構あったんですけれども、本市においては、今読み上げました第1条は趣旨で、第2条の(1)、(2)くらいしか契約の内容を制限するようなものが盛り込まれておりませんけれども、こういった条文を策定されたのはどういったことなのでしょう。他市との違いをちょっと感じましたので、ご説明いただきたいと思います。

それと、今申し上げましたことと大変似ているんですけれども、議会の議決を必要としないので、予算書や決算書の記載の工夫、それから議会への報告、そういったことの明確化についてご説明をいただきたいと思います。

いろいろ申し上げましたけれども、まずはその質問についてよろしくお願いたします。

No.9 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.10 ○総務部長(山本末富君)

まず、リース契約の件数の方からご回答、ご答弁いたします。

リース契約が現在行われている契約件数は108件、それから役務の提供の方が16件。それから金額の方ですが約1億2,500万円、それから役務の方は3億7,200万円であります。

順序が乱れますけれども、まず議会あるいは市民の方に、長期継続契約をどういう格好で表明するといえますか、あらかずかというのは、現在考えておりますのは、市民情報コーナーで現在も物品、役務の指名通知を出したときに業者の一覧表を公表しております。

入札結果が出た場合も同様に、入札状況を市民情報コーナーで公表しておりますが、この指名通知や入札結果が長期継続契約かどうかわかるように、その旨をまず記載いたします。

それから、決算のときに、主要施策の成果及び予算執行の実績報告書にも長期継続契約であるという旨を記載することにいたします。

それから、長期継続契約というのは、予算の議決前に契約ができることになっておりますが、近隣市町の状況を調べますと、既にもう予算の議決前に長期の方を契約する市と、あくまで単年度の場合と同じように議決後、長期を結ばれる市と両方ございます。

本市の方は、この辺を取扱要領の方で具体的には決めていきたいというふうにも思っておりますけれども、方向としては、なるべく公表してわかるようにという観点から、議決後に契約を取り交わせる方法で検討していきたいというふうに思っております。

それから、随意契約の割合は今、この手元の資料の中ではちょっとわかりませんので、随意契約の割合は明日の委員会の方でお答えしたいというふうに思います。

あと細かい点是要領の方で定めまして、要領の方でカバーをしていきたい。

それから、他市の中でももう少し条例が細かいところまで規定されているが、豊明市はこの辺が細かいところまで規定されていないというようなご質問がございました。近隣市町は豊明市と似たような条例を定めているところの方が多いと思いますが、細かい点は、例えば年数なんかは何年と、例えば1号の方が原則5年を上限というふうに現在考えております。2号の方は原則3年、上限が5年というふうに考えておりますけれども、こういった細かい点につきましては、要領の方で定めたいというふうに思っております。

それから、役務の定義は、業務というふうに読みかえれば一番わかりやすいかなというふうに考えております。

それから、長期継続契約を行うことによるメリットでございますけれども、単年度で契約しますと、業務によっては割安感というのが生まれない可能性があるわけですが、それを例えば3年とか5年、その長期で契約することによって、その間のスケールメリットといえますか、その業者によって長期間、同じ業務を保証されるという面で単価が引き下がる可能性がある。それがメリットであると考えております。

以上で答弁を終わります。

No.11 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.12 ○6番(山盛左千江議員)

今回の条例のメリットというのは、一般的には事務の簡素化、効率、経費の節約、それから契約する事業者側の雇用の確保がしやすいとか、教育ができるとか、そういったものが挙げられているように私は思っているわけですが、スケールメリット、あるいは単価が引き下げられる可能性があるということですが、そのリースそれから役務の提供、それぞれでどのくらいの効果を見込んでいらっしゃるのでしょうか。概算をもしつかんでいらっしゃるようでしたら、お示しいただきたいと思います。

それから、議会の議決を経ないということ、それから長期継続契約を一度結ぶと3年あるいは5年間、よほどのことがない限り、その業者と契約をし続けることになるものですから、額が相当大きくなるというふうにとらえているわけですが、そういった意味からも、競争性それから透明性というのが大変重要になってまいります。

ですので、先ほど随意契約と入札がどのくらいの割合かということをお伺いしたかったわけですが、多分、随契が相当に多いというふうに踏んだ上で質問いたしますけれども、今後入札を原則としていくのか、その考えがあるのかどうか、お示しいただきたいと思います。

市民情報コーナーで入札の結果や指名業者を公表するというふうに言っていたかもしれませんが、随意契約だった場合は、今のところはその対象になっていませんので、ほとんどが公表されないということにもつながります。ということから、入札を行った上で公表というように、今後は努力していかれるおつもりがあるのかどうか、お聞きいたします。

それから、長期契約をどういった事業に適用するのかというのは、どういった機関で協議していかれるのか、その決める所管をどこだというふうに考えていらっしゃるのか、お聞きします。

それと条例の内容なんですけれども、大変簡単というかシンプルな条文になっていて、細かいことは要領の中で定めるという答弁でしたけれども、今申し上げましたように議会の議決を経ないような契約ですので、それも長期に及びますので、条例の中でいろいろ制限をしておかないと、市の方に裁量権がすごく大きくなってしまふ。

それで、条例以外のものは議会が判断することができない、行政お任せということになるものですから、条例の中できちっと定めておいて、その中で長期継続契約を進めていただかないと大きな影響が出るので、こういったことをお願いしているわけです。

要領というのは、市民の目にも、議会の目にも触れるものではないですので、本来は条例の中に盛り込むべきだというふうに思いますが、他市町においては条例の中で期限や契約の内容を細かく書いているところがあるのに、どうして当市については要領でそれを

定めるというふうにしちらを選択されたのか、そこに至った考え方について説明をいただきたいと思ひます。

それからもう一つですけれども、契約期間内に委託先の倒産、あるいは何かしらのトラブルが生じることも予想されます。それから、市の事業内容を変更したり、あるいは廃止というようなことも、5年間の間に出てくるやもしれません。そういったときに、長期継続契約をしておいてリスクが発生すると思ひんですけれども、そういった長期継続契約のリスクの回避はどのようにしていかれるのか、その点についても説明をいただきたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

No.13 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願ひます。

山本総務部長。

No.14 ○総務部長(山本末富君)

まず、気がつくというか、多々ご質問がございましたので、順番が前後いたしますかもわかりませんが、思ひつくとこからまずご回答をいたします。

契約のトラブルでありますとか、リスクをどういったことで防ぐかというようご質問がございましたが、この辺は契約書の中にもうたっていきたいというふうに思ひますし、本市は、まだ決定ではございませんけれども、議会の議決後に契約を取り交わしたいという方向で考えております。

この長期継続契約というのは、議会の議決前にも予算が議会に出されて告示後に契約ができることにはなっておりますが、そういった市町の取り扱いの方は、その予算が減額でありますとか、認められないというような否決を食らう可能性がありますので、そういったことは特記事項でその旨を載せております。

それから、どういった基準でこの条例がシンプルな条例になったといひますか、それで要領の方にウェイトが置かれたのかという点でございますけれども、これは近隣市町を見た中で本市の状況を考えますと、将来どういったものが、本当に全部網羅した中で決めたというよりは、まずスタートが先にありましてといったもので、時間的にちょっと余裕がなくて、豊明市独自のオリジナルな色を出せない状況が時間的な部分でありました。大半の近隣市町の条例を参考にした中で、最大公約数的な感じで決めました。

その中で年数を、例えば車を借りる場合は5年よりはもう少し長い7年であるとか、もっと長い期間を制定した方がいひ部分もありますけれども、逆にその7年を決めますと、その7年間一つの同じ業者と契約を取り交わしちゃうということで、逆に長過ぎる契約がマイナスに働くといひ部分もありますので、この辺は条例では定めずに、要領の中で5年と3年というふうに定めたいというふうに考えました。

それで現実やってみて、普通のリース物件は大半が5年でありますので、5年でいひと思

うんですけれども、世の中の変化によりましていろいろなものが出てきた場合、5年では不
適当という部分が出たときに、すぐに運用の方で定めた場合の方が小回りがきくという部
分もございますので、そういった運用を重視したということがいえます。

それから、所管がどこかというようなことでございますけれども、入札とか契約はそれぞ
れの主管課の方で行いますけれども、執行伺いといいますか、そういったものの合議の方
は財政課の方に回ってきます。

それから、随意契約は極力しないといいますか、これは長期は入札が原則でございます
ので、入札の比率が長期の場合は、ぐっと高くなるというふうに思っております。

それから、あと効果の概算は、これはやってみないことにはわからない部分もありますの
で、単年度から長期に変わって、では何割削減できるかという見込みは、現在のところは
ちょっとつかみきれっておりません。

以上で答弁を終わります。

No.15 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.16 ○6番(山盛左千江議員)

今のこの条例の効果ですけれども、やってみないとわからないということなんですが、他
市町はどんな効果が出たのか、それはお調べになりましたでしょうか。

効果がないけれども、とりあえず近隣がスタートしているので、時間の余裕がなかったの
で最大公約数ということでこの条例をつくってみたと、細かいことはこれから要領の中で決
めていくというような、まとめてみればそういう答弁になるんですけれども、今、質問の中
でも申しあげましたように、議会の議決が必要ないものですから、ちょっとこれは慎重になっ
ていただきたいというふうに思いまして、いろいろお伺いしています。

これは委員会に付託されますので、その中でもまたいろいろ質疑が出ると思いますが
ども、他市町をいろいろ見てみますと、条例の中で減価償却資産の耐用年数等に関する
省令、そういったものを参考にしながら期限を決めますというふうに、期限をきちっと言っ
ているものもありますし、それから自治法の中に細かい字でたくさん資料というか、今までの
判例とか通知文が記載されているんですけれども、その中に「契約の締結に当たっては、
さらなる経費の節約や、より良質なサービスを提供するものと契約を締結する必要にかん
がみ、定期的に契約の相手を見直す機会を確保するために、適切な契約期間を設定する
必要があることに留意すべきである」というふうに書いてあるんですね。

なので、まず豊明市が長期継続契約をどういった事業に行い、どのくらいの効果が見込
めるのか、その辺をきちっと精査した上で入札で契約を行う。それからリスクが伴うわけ
ですから、そういったことを考えると上限を、期間を定めておくというのが大切だというふう

国の見解も出ているわけですから、条例の中にその期限について一切触れないというのは、余りよいことではないというふうに思っています。

それで、すぐにはスタートしなさそうに今、答弁の中から感じ取ったわけですが、20年度からどのくらいの件数で長期継続契約をする予定があるのか。

リースについては、そんなに問題なくスタートできるかなというふうに思うんですけども、役務の提供については16件と件数は少ないですが、金額が3億7,000万ということでしたので、結構大きな数字にもなっています。その辺についてどのくらいの事業を予定しているのか、ご答弁をいただきたいと思えます。

お願いします。

No.17 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.18 ○総務部長(山本末富君)

役務の提供の方は、基本的に、原則的に4月1日からずっと引き続いて業務が継続的にあるような業務ですが、現在考えておりますのは、例えば庁舎の管理といいますか、受付とか電話業務、それから公用車の運転業務、そういった業務を考えておりますけれども、しかし単年度でやって、それが長期に変わることによってメリットが生まれるであろうと、そういうふうに見込めるものを中心にやる。何でもかんでも、今あった16をすべて長期の方に安易に変えていくという考えは持っておりません。業務を選んだ中で長期の方に変わってほしいというふうに思っております。

それから、金額とかその辺の、先ほどもちょっと答弁申し上げましたが、金額がどの程度下がるかというのは、ちょっと今の段階ではつかんでおりません。

以上で答弁を終わります。

No.19 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.20 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第54号の質疑を終わります。

続いて、議案第55号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.21 ○13番(前山美恵子議員)

後期高齢者の第4条のところ、普通徴収の事務に関する条例のところなんですけれども、保険料が、12カ月分を8回で割って7月から毎月払うという、普通徴収の人には大変過酷だと思うんですけども、この点についての分納について、これはきっちりと市の方が行うのか。それから、この分納についての裁量権が、広域連合の方になるのかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、膨大な徴収事務が豊明市にかかってまいりますが、この委託料はもちろん広域連合の方から応分の額がくるんでしょうか。

それから、普通徴収ですと、なかなか払えないという方も多くなります。それで、督促状については、これは市が出すのか広域連合の方で出すのかどうか。

そして扶養義務者、扶養をされていらっしゃる方が払えない場合、これは扶養義務者が払うというふうになっておりますが、この年代は教育費が相当必要になってくるという年代にもかかってきますので、この扶養義務者の方、世帯主の方が払えないという状況も出てくることもあろうかと思いますが、これの相談については、やはり市の方に裁量権があるのか、ちょっとお聞かせください。

No.22 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤市民部長。

No.23 ○市民部長(後藤 学君)

まず、納期が8回に分かれておりまして、分納がどうかということですが、基本的に収納に関しては市の事務ということになっておりますので、当然特異なケースについては広域連合の方と相談はさせていただきますけれども、基本的に市の判断で分納の相談には応じさせていただきたいと思っております。

それから、委託料につきましては、収納は広域と市の方と業務を分けて、先ほど申しましたように市の業務になっておりますので、このことに関して広域の方から委託料がいただけるというふうには考えておりません。

それから、督促ですが、当然市の方で督促をさせていただきます。

それから、扶養義務者が払えない場合の相談ということですが、これも市の方で相談に応じさせていただこうと思っております。

以上です。

No.24 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

No.25 ○13番(前山美恵子議員)

市の事務として、市の方が判断をするという裁量権が随分あると思うんですけども、払えない家庭の場合が第6条の方にかかってまいります、延滞金が、これの内容でいきますと「その納期限の翌日から納付の日までの期限」というふうに書いてありまして、厳しいというふうには思うんですが、14.6%の延滞金を課す判断は、広域連合の方にあるのか市の方にあるのか、ちょっとお聞かせください。

No.26 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤市民部長。

No.27 ○市民部長(後藤 学君)

この条例を制定して、その条例の中でこのように定めますので、この条例に基づいて市の裁量で延滞金をお支払いいただくということになると思います。

No.28 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

No.29 ○13番(前山美恵子議員)

そうすると、かなり市の方の裁量がありますので、資格証明書の関係なんですけれども、当然、今回の広域連合では、資格証明書は国保より住民にとってはかなり厳しい状況になっておりますが、この資格証明書の発行のことについても、市の方の裁量がかかり働くのかどうか。

No.30 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤市民部長。

No.31 ○市民部長(後藤 学君)

この資格証明書のことは私どもも大変心配しておりまして、広域連合の方ともお話をしておりますが、広域連合の方は市町村とよく相談をして、それぞれの滞納のある方の事情を

よく聞いた上で、無理のないようにするというふうに言うておりますので、裁量的には広域連合の方の判断ということになると思いますが、私どもの意見が十分に広域連合の方に反映されるように、意見は申し上げていきたいというふうに思っております。

No.32 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.33 ○5番(榊原杏子議員)

附則の最後の方で、激変緩和措置が出てきていますけれども、一番影響の大きいと思われる社保の被扶養者だった方について、対象者はどのくらいで、全体の影響額、激変緩和が終わった再来年からの影響額全体でどのくらいになるのか、把握していましたらお答えいただきたいと思えます。

それから、第2条の5の関係ですか、所得の激変や長期療養などの場合の減免について、これが現状と同じように同様の減免を受けられるかどうか、お聞かせください。

それから、先ほどもありましたけれども、事務量が結構いろいろ市の行う分があると思うんですけども、広域に移行することによって、市としての事務量は従前と比べてどれだけ減るといふか、どういう推移になるのか、何名分みたいなことがありましたらお答えください。

No.34 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤市民部長。

No.35 ○市民部長(後藤 学君)

3点ご質問ですが、まず1点目のこれまで社会保険に加入をしていて、被扶養者になっていて保険料を納める必要のなかった方が、今度、後期高齢者医療の方に入りますと、保険料を納める必要があるということになるわけですが、その対象になる人数ですが、現状では約560名というふうに把握しております。

それから、その方たちが納める金額、満額になったときに幾らになるかということですが、現状では具体的な数字が出ておりませんのでわかりませんが、平均的な数字で申し上げますと、豊明市の加入者の1年の保険料は約10万円になりますので、10万円掛ける560人ということで、5,600万円くらいかなというふうに思っております。

それから、保険料の減免についてのお尋ねですけれども、このほとんどの方が、国保の方から後期高齢者医療の方に移っていかれますので、国保の減免と比べてどうかというご趣旨かと思えますが、広域連合の方がこの減免については若干厳しいといひますか、

減免状況は豊明市の国保の方が広域連合に比べればいいというふうに思っております。

それから、事務量はどうかということで、これは私ども一番心配しているところですが、まず当面は新しい制度がスタートするわけで、特に来年からは豊明市からも職員を1名派遣するよという要請もきたりしておりますので、そういうものも含めると、当初はかなり事務量が増えるというふうに思っております。

それからそれ以後も、例えば収納の仕事などはこれまでありませんでしたけれども、新たに出てまいります。収納の対象になる方は、およそ1,000名ほどおみえになりまして、滞納整理とかいろいろな問題も出てまいりますので、そういった新しい業務が出てまいりますので、今までより若干増やさないと、えらいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

No.36 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

これにて、議案第55号の質疑を終わります。

続いて、議案第56号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.37 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第56号の質疑を終わります。

続いて、議案第57号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.38 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第57号の質疑を終わります。

続いて、議案第58号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.39 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第58号の質疑を終わります。

続いて、議案第59号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.40 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 59 号の質疑を終わります。
続いて、議案第 60 号について質疑をお受けいたします。
質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.41 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 60 号の質疑を終わります。
続いて、議案第 61 号について質疑をお受けいたします。
質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.42 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 61 号の質疑を終わります。
続いて、議案第 62 号について質疑をお受けいたします。
質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.43 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 62 号の質疑を終わります。
続いて、議案第 63 号について質疑をお受けいたします。
質疑のある方は挙手を願います。
山盛左千江議員。

No.44 ○6番(山盛左千江議員)

豊明市一般会計補正予算の第3号について質問いたします。

まず 25 ページ、26 ページ、基金の積み立てのところですが、今回、約 7,500 万円くらい財政調整基金に積み立てることができました。それによりまして、今現在の基金の台帳の残高は幾らになりましたでしょうか。

一昨年と同じ時期と比べてどのような状態になっているのかも、あわせてお答えいただきたいと思います。

それから、本市が不交付団体になったことは、今年のもう夏くらいに公表されておりますけれども、そのことによりまして交付税が約 5,000 万円、臨時財政対策債が 3,500 万円ほど歳入が減るといふか、減になるということが見込まれておりますけれども、この時点にお

いても、まだその点についての補正予算が組まれておりません。18年度の繰越金をすべて今回歳入の方で上げまして、繰越金もすっからかんになった状態なんですけれども、こういったことを全体から見て、豊明市の財政状況が今、どういう状態にあるのかについて説明をいただきたいと思います。

できましたら、今までのこの時期と比較して、いかに厳しいかというようなことをわかりやすく説明していただけるとありがたいですので、よろしくお願いいたします。

No.45 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.46 ○総務部長(山本末富君)

今回の補正の財調積立金、約7,500万円ですが、これを積み立てた後の残高は4億9,300万円となります。

それで、財調の変遷といいますか、年度ごとの年度末の残高を申し上げますと、16年度末で10億9,700万円、17年度末で9億6,000万円、18年度末で9億1,000万円、これが現在4億9,000万円となっております。

このように財調基金の方は大変減少しております。こういったことから、それだけ歳入に充てるだけの基金が減ってきている、歳入が減るということは当然、それに見合う歳出も減るということで、大変厳しい状況であるということがいえると思います。

以上で終わります。

No.47 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.48 ○6番(山盛左千江議員)

不交付団体になったことによる歳入の減額についてのご答弁がなかったんですけれども、予算書にないことを質問するのは、ちょっと遠慮がちにしますけれども、こういったことも当然3月の最終年度の締めで全部帳じり合わせをしないといけないんですけれども、あと基金への積み立てですけれども、教育施設基金それから福祉施設基金の2,000万円の積み立ても、これももう決まっておりますので、今後こういった歳出も予定されていると思います。

こういった状況から見て、来年度に向けての予算の状況がどうなのか、よろしくお願いいたします。

No.49 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.50 ○総務部長(山本末富君)

議案の範囲内で中心にお答えいたしますけれども、交付税の方と臨時財政対策債、先ほどちょっと答弁を漏らしまして申しわけございません。こちらの方は今、議員がおっしゃられたように、3月の補正でもって歳入全般の中で補正減になりますけれども、減を行います。

それから20年度、来年の予算の見通しですけれども、三位一体改革で国の方が交付税を5兆円ほど削減したということが、地方にとって大変大きな痛手となっております。

それで、わかりやすく言えば、例えば児童手当なんですけれども、児童手当は以前は市の負担がたしか6分の1、それが3分の1に負担割合が増えまして、しかも年齢も引き上げになり、所得制限も緩和され、また今回の12月補正でも上がっておりますように、ゼロ歳から2歳までが月額5,000円から1万円というふうにアップされました。

そういった国の方はある面、地方に負担を押しつけたわけですけれども、それを受けました地方の方は当然、扶助費ですのでそれをやっていかないといけないわけなんです。今まであった交付税、あるいは臨時財債といいますか、いろいろな国からくるものが減らされた中で負担割合が増えたというような部分で、歳入の根幹であります市税の方は、税源移譲で約10億円近くの市税が増えているわけですけれども、市税が増えるということで、当然国の方は、それに見合った所得譲与税でありますとか特例交付金、そういったかわりの財源が、税収が増えたということで、その分削減されます。

歳入のトータルは前年とほとんど一緒でありますので、先ほどから言いますように、豊明市は特に基金が大きく減少しているのが特徴であります。

また反面、借金でありますところの起債の方は、比較的愛知県の中でも起債の借金の比率はいい方でございます。今まで健全化に努めて、余り借金に頼らない行政をしてきておりますので、そういった面では借金が少ないのが唯一の救いの方でありますけれども、逆に貯金の方であります基金の方が大幅に減ってしまった中で、20年度予算を編成しないといけないということで、大変苦勞をしております。

それで、歳入が減れば、当然それに見合った歳出を縮小しないといけないものですから、今までは団塊の世代の住みやすさナンバーワンでありましたけれども、そういったものを今後も維持していくというのが、かなり難しくなっておりますので、市民の方にも多少といいますか、かなりの部分で我慢をしていただくとか、あるいは今までは安かったものが、今後は上がっていく部分も多分出てくると思いますけれども、そういった負担増にもご理解をいただきたいというふうに思っております。

当然それ以前に、職員始めいろいろな部分、事業の見直しの中で、削減できるものは削減していくという方向でございます。

以上で答弁を終わります。

No.51 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.52 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 63 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 64 号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.53 ○13番(前山美恵子議員)

5ページの1号交付金ですけれども、国の国保料金から県の調整交付金に変わった6%ということですが、計算式が大変複雑なものですから、これは6%きちっと保証されているのか。6%と、県の方からはこの額ですので、これがきちっと保証されているのかどうか。

それから、2号交付金ですが、1%について、これは確定は年度末なのか。1号交付金も、これはこれで確定なんでしょうか。

それから、9ページの賦課徴収事務のところの後期高齢者の保険税の計算、平等割が2分の1というふうで急遽変更になったために、システム変更のソフトの関係だというふうに言われたんですが、先ほどの条例のところにもちょっと問題が出ましたように、これは広域連合の方から、これのシステム変更代というのは、ちゃんと保証をされるんでしょうか。お願いします。

No.54 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤市民部長。

No.55 ○市民部長(後藤 学君)

まず、調整交付金の6%ということですが、これはその上の方の、国の方からくる34%と合わせて40%になるということが保証されていますので、そういう計算になっております。

それから、2号の1%につきましては、ちょっとすみません、これが確定しているかどうかにつきましては、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

多分、確定していると思いますが、一応念のためちょっと確認をさせていただきたいと思います。

それから、9ページの方の徴税費のところでは保険税計算委託料、約960万ほど上がっております。先ほどおっしゃったように、後期高齢者医療の方から、この費用についてはお金が入っているかどうかということですが、すべてではありませんが、歳入の方でも上がっておりますように…。

失礼しました、ちょっと勘違いしました。後期高齢者医療の関係の電算の費用については、すみません、一般会計の方で広域連合の方から歳入が少し上がっておりますが、国保特会につきましては、そういった費用は入ってきておりません。

No.56 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

No.57 ○13番(前山美恵子議員)

いいですか。じゃ、これは確定であろうと言われるのが1号交付金の方のことですよ。

2号交付金については、当初予算でもわずかしか計上していないんですが、1%ということ、またさらに調整交付金のさらに調整交付金ということになります。わずかだとは思いますが、豊明市に本当にちゃんときちっと保証がされるのかどうかということと、年度末にこれがかかるのかどうか、ちょっと確認をお願いいたします。

No.58 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤市民部長。

No.59 ○市民部長(後藤 学君)

先ほどの調整交付金が確定しているかどうかということですが、現在申請中でありまして、まだ確定はいたしておりません。

それから1%分で、豊明市の分といいますか、豊明市にこの1%相当額が保証されるかどうかということですが、それぞれの財政状況に応じてこの1%は交付されます。

全国的に見れば、豊明市は非常に苦しいですけれども、全国的に見れば恵まれている方ですので、残念ながら豊明市の方には回り回ってこないというのが毎年の実情です。

No.60 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.61 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 64 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 65 号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.62 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 65 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 66 号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.63 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 66 号の質疑を終わります。

以上で、議案質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案 16 件は、豊明市議会会議規則第 37 条の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託いたします。

以上で日程2を終わります。

日程3、報告第 10 号を議題といたします。

理事者より報告を求めます。

山崎経済建設部長。

No.64 ○経済建設部長(山崎 力君)

報告第 10 号 専決処分事項の報告について。

地方自治法第 180 条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を別添のとおり専決しましたので、同条第2項の規定によって報告するものでございます。

1枚おめくりをいただきたいと思えます。

専決第9号 損害賠償の額の専決処分書。

地方自治法第 180 条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を専決する。

平成 19 年 12 月 7 日に専決させていただいたものでございます。

記といたしまして、損害賠償額 30 万 1,061 円でございます。

原因といたしましては、市道の管理瑕疵による物損事故でございます。

概要の方を説明させていただきます。

資料のナンバー 3 もございます。そちらも同時に見ていただきたいと思います。平成 19 年の 10 月 23 日、火曜日でございますが、午前 9 時 30 分ごろ、前後町大狭間地内の大宮小学校西側の市道、前後 18 号を北進中の車が、対向車とすれ違うために道路側溝上で待避しておりました。発進する際に側溝のふたの一部が破損していたため外れまして、ガソリタンク及びサスペンションが脱落をし、損傷したものでございます。

過失割合といたしましては、豊明市が 100%、相手方は 0% でございます。

現場は即座に改修をいたしまして、今後はこのようなことが起こらないように、さらに注意し、道路管理に努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

大変ご迷惑をおかけいたしまして申しわけありませんでした。

終わります。

No.65 ○議長(堀田勝司議員)

理事者の報告は終わりました。

ただいまの報告について質疑のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.66 ○6番(山盛左千江議員)

通常、こういった道路の側溝のふたなどの点検は、どのように行っているのでしょうか。

ここの周辺の地域について、区長要望工事等含めて、周囲というか、そういった要望が上がっていたかどうかについても、あわせてお聞きいたします。

さらに、ここを側溝のふたを直すために幾らくらいかかったのか。今回の損害賠償額と比較して、どのような金額になったのか知りたいので、ご答弁をお願いいたします。

No.67 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.68 ○経済建設部長(山崎 力君)

この側溝のふたについては、既にこの改修はしてございます。

したがって、区長要望だとかそういうことではなくて、もう従前から、ふたが腐っているものでございます。

それから、ふたの改修した額ということでございます。これは後ほど報告をさせていただきたいと思います。

失礼しました。通常の点検でございますが、これは道路パト等でやっておりますが、市内すべて網羅するということは非常に難しいことがございますので、地域の皆様方あるいは通行者等の通報によって、やっている部分もかなりございますので、そういった通報等に対応させていただいております。

終わります。

No.69 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

矢野清實議員。

No.70 ○19番(矢野清實議員)

1つお尋ねしますけれども、あそこは確かに大型車が道路の右側の駐車場に2台くらいとまっております、その大型車が多分、側溝のふたのひびをいらしたか何か、そんなことが原因になっていたのではないかなということをおもうんですね。

この議案書にも、道路瑕疵というようなことがうたっておりますので、側溝が既に破損する、乗るとすぐ落ちるような状況になっておったのかなと思うんですが、そういう場合、やはり右側にとめておる大型トラックの所有者に対して事前に、これから側溝のふたの修理は、破損した場合は、きちっと市の方が見ながら、そういった状況があれば、そのトラックの駐車場になっておりますので、トラックが乗り上げているわけですから、そういう点もやはり持ち主に対して、そういう事態があれば、また二度とこういうことが起きるといけませんので、ふたの破損があれば、そのトラック所有者に修理をさせるというようなことを、今後ひとつ検討される必要があるのではないかというふうに思いますが、ひとつよろしく願います。

No.71 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.72 ○経済建設部長(山崎 力君)

今、議員が申されますように、確かにこの隣接する土地で駐車場ということで活用されているようでございますが、この瑕疵につきましては、特定ができれば、そういった対処方法もあると思いますが、なかなか特定することが非常に難しい部分がございますので、そういった部分では今後、留意をしていきたいというふうに考えております。

それから、先ほどの山盛議員の中で、今回の修理費は幾らかというようなご質問があっ

たと思いますが、他の工事と同時施工させていただいたもので、他の工事と合わせて10万円ほどをやっておりますので、10万円以下ということで修理をさせていただいております。

終わります。

No.73 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.74 ○6番(山盛左千江議員)

ここに既に、ふたが閉まっていたのはわかっている、だから一部破損していたから、それがつぶれて下に落ちたんだと思うんですけども、私が聞きたかったのは、答弁の中にもありましたけれども、地域の方々からいろいろ通報をいただいて、それをもとに直していかないと、すべてパトロールだけでは見切れないということで、それはわかっている、そういう通報があったのに、すぐに対応できなくてこういった事故が起こってしまったのか。それとも通報がなくて、そういう破損があるということを行政側が一切知らなかったのかということを知りたいんですけども、お願いいたします。

No.75 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.76 ○経済建設部長(山崎 力君)

今回の場所については、事前に周知はしておりませんでした。

終わります。

No.77 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.78 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、日程3を終わります。

日程4、議案上程・提案説明・質疑・委員会付託に入ります。

議案第67号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田企画部長。

No.79 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、議案第 67 号 豊明市職員の給与に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めます。

この案を提出しますのは、人事院勧告に基づき一般職員の給与改定を行うため、必要があるからであります。

変更の理由を説明いたします。

今回の給与改正は、人事院勧告に基づき国家公務員の給与改定に準拠した改正とします。

改正点は3つあります。

まず1点目が、若年層に限定した給与の引き上げをします。

2点目が、子ども等の扶養手当を 500 円引き上げます。

3点目が、期末勤勉手当のうち、勤勉手当を 0.05 カ月引き上げます。

こうした内容の改正になっていきます。

それでは、1枚めくってください。条文の改正内容を説明いたします。

本日、参考資料を配付いたしました。今回の改正を要約したものです。この資料と見比べながらお聞きください。

まず、条例第1条の改正は、参考資料に示した3点の改正になります。

第 12 条第3項の改正は、子などの扶養手当を、これまで1人「6,000 円」を「6,500 円」といたします。

第 13 条の改正は、前条の改正による字句等の修正になります。

それから、その下の第 21 条第2項の改正は、勤勉手当の支給月数の改正で、0.05 カ月引き上げて 0.775 カ月とするものです。

その下の別表の給料表の改正は、給料表(一)の改正は1級から3級まで、それから給料表(二)の改正は1級と2級までの改正となります。

それから、しばらく飛びまして、改正文の最後から2枚目をお願いいたします。

附則の上の条文になります。第2条の改正は、先ほど勤勉手当の改正の 0.05 カ月分は年間を通した改正分で、これを 12 月の支給にまとめて支給することになります。これを来年度からは通常のとおり、6月と 12 月の2回に分けた支給に改めるため、「0.775 カ月」から「0.75 カ月」に改正するものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は平成 20 年4月1日から施行いたします。

また、改正後の条例規定は平成 19 年4月1日から遡及適用いたします。

ただし、勤勉手当の規定は 12 月 1 日の適用になっていきます。

条例の改正については以上ですけれども、本日配付しました資料の一番最後のその他をごらんいただきたいと思います。

ここに記載しましたとおり、今回の改正は国に準拠した一般職員だけの改正です。国の指定職と特別職については改定が行われていませんので、市でも市長、副市長、教育長及び議員の皆さんの改定は行いませんので、ご承知ください。

以上で説明を終わります。

No.80 ○議長(堀田勝司議員)

理事者の説明が終わりました。

ただいまの説明に対する質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.81 ○6番(山盛左千江議員)

今、ご説明いただきましたそれぞれ3つの改定ですけれども、対象となる人数、それから影響額、今現在で結構ですけれども、わかる範囲内でお示しいただきたいと思います。

No.82 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.83 ○企画部長(宮田恒治君)

今回の改正で職員が影響する人数は、約 120 名ほどになります。

それから、影響額ということは、アップする額ということでよろしいでしょうか。

全体で給与、それから先ほどの手当を含めまして、総額で約 1,600 万円のアップとなります。

以上で終わります。

No.84 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.85 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 67 号の質疑を終わります。

ただいま、議題となっております議案第 67 号は、豊明市議会会議規則第 37 条の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま、各委員会に付託されました議案審議のため、明 12 月 12 日から 12 月 19 日までの 8 日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.86 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、明 12 月 12 日から 12 月 19 日までの 8 日間を休会とすることに決しました。

12 月 20 日午前 10 時より本会議を再開し、委員長報告・同質疑・討論・採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午前11時15分散会

